

特にご留意いただきたい事項について

○ 地山勾配 35° 以上の箇所への作業道等の作設について

県内においても 35° 以上の急峻な箇所へ作設した作業道（集材路）が崩落した事例が発生しています。指針に基づき、35° 以上の箇所への設置は避け、やむを得ず通過する場合においても適切な構造物を設置してください。

○ 締固め状況(施行中)写真の整備について

路体の締固めについては、作業道の安全性において最も重要な工程ですが、検査時点においては締固め状況の確認ができません。段階ごとに締固め状況（施行中）写真の整備をお願いします。

○ 縦断勾配等の上限について

区 分	指 針	摘 要	上 限
縦断勾配	短区間に限り 概ね 14°（25%）以下	簡易路盤工等の 侵食防止対策を 実施すること	指針に定められた 数値の 2 割の範囲 内、ただし、やむ を得ず上限内での 設置が困難な場 合などについては、 事前に林業事務 所等へ相談すること
切土高 （ヘアピン区間等を除く）	1.5m 程度以内		
盛土法面の勾配	概ね 1 割より緩い勾配		

○ 残土処分について

作業道等の作設に伴って発生した残土を現場内で捨土（処分）する場合は、許可等不用工事には該当しないため、盛土規制法の手続きが必要となる場合があります。

○ 作業道台帳等の整備について

指針においては、「森林作業道の管理主体を明確にするとともに、適切に維持修繕等を行えるよう、管理主体は森林作業道台帳等を作成するものとする」とされています。作設した森林作業道については、作業道台帳等を確実に整備してください（検査時、必要に応じて作業道台帳等の確認を実施します）。

◎ 事前相談のお願い

作設箇所（地山勾配）や縦断勾配、切土高などは施工後の修正が非常に困難であるため、今後作設予定の森林作業道について、事前に各林業事務所等へご相談ください。